

働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求について

1. 経過

働くもののいのちと健康を守る全国センターの政策制度要求は、第12回総会（2009年12月4日）で討議され決定されました。

全国センターは、一昨年（2008年）の第10回総会および昨年（2009年）の第11回総会で出された「政府に対する政策・制度要求を全国センターが統一要求として集約し提出しよう」との声に応じて、理事会、労働基準行政検討会で検討し、今年2月から全国的なアンケート調査を実施しました。この調査では、単産など労働組合、地方センター、家族の会、被災者団体、学者、研究者、医師などから、実現したい要求、これまでの取り組みで課題となっていることなど、すべて出していただくものでした。

幸い多数の回答が寄せられ、それを全国センターの労働基準行政検討会が集約し、全国センターとして何をどのように要求するのか煮詰めました。そして10月30日の全国センター第5回理事会討議を経て、「全国センターとして、はじめて全般的な政策・制度要求を行う」こととなり、総会に提案されました。当初、「統一要求」として議論を開始しましたが、要求の性格をより性格にするため「政策・制度要求」としました。

第12回総会活動方針の情勢の項でも述べましたが、働くもののいのちと健康を守る情勢はかつてなくきびしいものになっています。「たたかいなくして安全なし」のスローガンを想いおこし、働くもののいのちと健康を守る要求を高く掲げ、政府に迫ることが今日ほど求められている時はありません

自公政権に対する国民の怒りは、民主党を中心とした政権を誕生させました。民主党は労働時間、労働安全衛生について、「長時間労働によるメンタルヘルスの悪化、過労死・過労自殺などを防ぎ、健康・安全配慮義務が適切に履行されるよう労働時間管理の徹底を強化します。月60時間超の割増賃金率50%への引上げを着実に実施します。1日11時間の休憩時間規制を設けるEUの労働時間指令を参考に、心身の健康確保のため、勤務と勤務の間の休憩時間の導入に取り組みます。派遣・請負労働者も含め、安全衛生教育や予防、再発防止対策を強化し、労働災害を撲滅します」（民主党政策集 INDEX 2009より）とその政策を明らかにしていますが、この内容は私たちも賛成できるものです。あたりに生まれた有利な条件を活かし、多くの人びとともに要求実現のに奮闘することが求められています。そのための大きな武器として政策・制度要求を活用していくことが求められています。

2. 統一要求案の構成

基本的な要求として、前文でディーセントワークの実現、労働行政の改善などをあげています。

要求は「第1 長時間・過密労働を是正し、過労死を根絶すること」「第2 労働安全衛生について」、「第3 労災・公災被災者などの療養補償とリハビリについて」、「第4 労働災害、公務災害の労災補償制度に関して」、「第5 労災などの認定基準」「第6 アスベスト対策」の6つにまとめました。

「第5 労災などの認定基準」では、すでに全国センターとして改定要求をしていることを前提に回答を求めるもの、たとえば精神障害等の労災認定「判断指針」（過労自殺など）、頸肩腕障害など「上肢作業」、腰痛の認定基準、アスベスト関連疾患の認定基準にありますが、その根幹になる部分を記述してあります。

要求を今後提出するもの、脳・心臓疾患の認定基準（過労死など）、じん肺、内視鏡消毒作業従事者のグルタルアルデヒド障害の救済、特定の化学物質による疾患や化学物質過敏症、VDT障害、職業がん、振動障害などの認定基準がありますが、その方向性を示唆しました。

なお、「解説」は議論のためのもので、提出時にははずします。

3. 今後の扱いについて

政策制度要求は政府に直ちに要求すべきもの、さらに検討してから要求すべきものなどがありますが、全国センターとしては要求の提出方法、交渉の持ち方などを検討して、具体化していきます。また情勢などにあわせ、内容を改めて行きます。

さらにこの要求を実現するためには、幅広い運動が必要です。この要求を広めるためのシンポジウムや学習会、パンフの発行などを検討します。